

数でございますが、水防団の数は全体といたしまして三千九百七十二団体でございます。先ほど御説明申し上げました管理団体の数よりも多少多いのでございませうけれども、これは一つの管理団体の中に水防団が二以上ある団体があるわけでございまして、そういうふうな団体数を持っております。

次に団員の数でございますが、水防団員としまして、水防だけに従事する団体の団員が約十八万八千人でございます。そのほかに消防団でございますが、この消防団は消防法によりまして消防もやり水防もやることになっておりますが、その消防団の数が百四十五万人でございます。以上水防団、消防団合計いたしますと百六十三万八千人でございます。いまして、これが全国の正規に水防に従事いたします水防団員の数でございます。このほかに水防法によりまして、非常時には近隣の者は水防に応援するのでございまして、これらの水防団、消防団を中核といたしまして水防が行われるというのが実態でございます。

以上水防の組織の実態を申し上げましたが、今回水防法を改正する理由について簡単に申し上げますと、洪水、高潮に際しまして被害を防ぎ、これによる被害を軽減する目的を持っております。水防の責任は、一般的には市町村にあることは従来から明らかでございます。地方自治法におきまして、その旨を規定しております。また実際の運用におきましてその通りにやっております。しかし現行法はその点を必ずしも明らかに表現しておりませんので、実情に即するように、条文の形式的な整備の必要があるのでござい

ます。従いまして先ほどお話がございましたように、現行の水防法によりましては、水害予防組合、市町村事務組合、市町村の順序に水防をやる責任者が配列されておりますが、今回は市町村に一般的責任があるということと法律で明定したいという趣旨が第一点でございます。

次に、水防事務の公共性及び特殊性にかんがみまして、水害予防組合の区域を水防を行う区域といたします。水防事務組合が設けられる場合におきましては、広域的な水防が円滑かつ迅速に行われますように、水防の用に供せられる財産が合理的に引き継がれるようにしますとともに、水防事務組合の議会の議員の選挙及び経費の分担につきましても一定の基準を定めまして、水防事務組合が十分その責任を果すことができるようにする必要があるものでございます。それは水防事務組合がなるほど規定されておりますけれども、一方水害予防組合もございまして、水害予防組合の中には議員の選挙とか経費の分担等につきましても、実情に沿った、あるいは法律で定められたような状況のものと、経費の分担等が行われていないというふうな不都合が生じておりまして、ぜひとも水防事務組合に移行したいというふうな希望のものが出てきております。そういうものが水防事務組合に移行しやすいように一つ規定を改正してやりたいというのが第二点であります。

次は市町村の合併等の促進によりまして、市町村の規模が大きくなって参りました。また水防事務組合が設立されることに相なりますと、水防団体の区域も広くなりますために、指定水防

管理団体の水防協議会の委員の数をふやす必要が生じてくるということで、現行二十人以上を二十五人以上にふやしたいというのが、おもなる改正の点でございます。

○三編委員 大改正をせなければならぬ要の御説明を願ったわけでございますが、私しかりわかりませんけれども、何か非常に複雑、混淆しているといったような感じを強く受けるのであります。たとえば水害予防組合を、改正してなお残さなければならぬ理由はどこにあるのか、何か事務組合でやった方が効果的であるし、また系列的に非常な便利であるという観点に立つならば、事務組合一本にしようというふうな形の方が望ましいのではないか、こう思うのであります。しかし、それではやっぱり困る点があるのだというならば、現在の水害予防組合は長い、何十年の歴史を持っておるのでありますから、これを法改正によつて育成強化していく、この方がかえっていいんじゃないかといったような感じを受けるのであります。今後どの方向へこの対策をまともにこうとされるのか、これを一つお聞きしたい。

○山本(三)政府委員 お話の通りでございます。水害予防組合を完全に廃止いたしまして、水防事務組合を作ります方向に持っていくか、あるいは水害予防組合法を改正いたしまして、これを実情に即するように持っていくかというふうな、方向を統一すべきものであるというお話はごもっともな次第でございます。私どももその線に沿いまして当初検討を進めたわけでござい

ます。町村の行政区画にこだわらない組合を作っております。水防に際しましては非常に重大な働きをしております。従いまして水害予防組合によりましては、ぜひこのまま綱を緩めていきたい、運営がうまくいっているからこのままだきたいというものは、なるほどあるわけでございます。たとえば木曾川の輪中などというものは、行政区画に限らずに輪中ができておるものですから、ぜひ輪中の中で、水害予防組合をやていきたい。ところがまた一方、たとえば大阪の淀川右岸並びに左岸の水害予防組合がございまして、この組合は反対なのであります。水害予防組合のままでおると非常に困る。たとえば議員の選挙をいたしますのに、その組合員が一々選挙をするような体制になつておる。そうすると、そのために非常に費用もかかるという点が第一点。これをぜひ何とか簡単な、間接選挙の方法にでもしてもらいたいという希望が出ておる。それからまた組合の運営に要する費用、水防に要する費用等の問題でございまして、これは水害予防組合によりまして、組合員個人々々の負担でやるべしということに相なっております。実情は、淀川附近などの状況を見ますと、根拠は一応そういうところと置いておられますけれども、ほとんどの市町村——大阪市とかその他の町村がその費用を、寄付金として予防組合に出しておる。そういうふうな実態でございまして、水害予防組合法に基く運営がびつたりいっていないというふうな実情から、ぜひこれは事務組合に移行するような方法がでないかというふうな要望がございまして、従いまして私どもといたしましては、ぜひ

町村の行政区画にこだわらない組合を作っております。水防に際しましては非常に重大な働きをしております。従いまして水害予防組合によりましては、ぜひこのまま綱を緩めていきたい、運営がうまくいっているからこのままだきたいというものは、なるほどあるわけでございます。たとえば木曾川の輪中などというものは、行政区画に限らずに輪中ができておるものですから、ぜひ輪中の中で、水害予防組合をやていきたい。ところがまた一方、たとえば大阪の淀川右岸並びに左岸の水害予防組合がございまして、この組合は反対なのであります。水害予防組合のままでおると非常に困る。たとえば議員の選挙をいたしますのに、その組合員が一々選挙をするような体制になつておる。そうすると、そのために非常に費用もかかるという点が第一点。これをぜひ何とか簡単な、間接選挙の方法にでもしてもらいたいという希望が出ておる。それからまた組合の運営に要する費用、水防に要する費用等の問題でございまして、これは水害予防組合によりまして、組合員個人々々の負担でやるべしということに相なっております。実情は、淀川附近などの状況を見ますと、根拠は一応そういうところと置いておられますけれども、ほとんどの市町村——大阪市とかその他の町村がその費用を、寄付金として予防組合に出しておる。そういうふうな実態でございまして、水害予防組合法に基く運営がびつたりいっていないというふうな実情から、ぜひこれは事務組合に移行するような方法がでないかというふうな要望がございまして、従いまして私どもといたしましては、ぜひ

町村の行政区画にこだわらない組合を作っております。水防に際しましては非常に重大な働きをしております。従いまして水害予防組合によりましては、ぜひこのまま綱を緩めていきたい、運営がうまくいっているからこのままだきたいというものは、なるほどあるわけでございます。たとえば木曾川の輪中などというものは、行政区画に限らずに輪中ができておるものですから、ぜひ輪中の中で、水害予防組合をやていきたい。ところがまた一方、たとえば大阪の淀川右岸並びに左岸の水害予防組合がございまして、この組合は反対なのであります。水害予防組合のままでおると非常に困る。たとえば議員の選挙をいたしますのに、その組合員が一々選挙をするような体制になつておる。そうすると、そのために非常に費用もかかるという点が第一点。これをぜひ何とか簡単な、間接選挙の方法にでもしてもらいたいという希望が出ておる。それからまた組合の運営に要する費用、水防に要する費用等の問題でございまして、これは水害予防組合によりまして、組合員個人々々の負担でやるべしということに相なっております。実情は、淀川附近などの状況を見ますと、根拠は一応そういうところと置いておられますけれども、ほとんどの市町村——大阪市とかその他の町村がその費用を、寄付金として予防組合に出しておる。そういうふうな実態でございまして、水害予防組合法に基く運営がびつたりいっていないというふうな実情から、ぜひこれは事務組合に移行するような方法がでないかというふうな要望がございまして、従いまして私どもといたしましては、ぜひ

水害予防組合法も改正いたしまして、実情に沿うようなものに持っていきたいということも考えたのでございませうけれども、これは一つこの次の機会に検討することにして、今回の改正によりましては、水害予防組合が、水防事務組合に移行して、今困つておる議員の選挙であるとか、経費の分担等におきまして合理的に、実情に沿うようにできたというところで、この改正案を提案したわけでございまして、実情のみ申し上げまして、恐縮でございますが、そういう点から出発しておるのでございます。

○三編委員 ただいまの御説明によりまして、大体において水防事務組合の方向を目ざしてまゐってまいりたいというお気持ちが大きいようであります。しかし現在なお水害予防組合で相当の実績を上げておるところまで、これを無理に吸収していくのは、現段階においては少し無理がある、やがては事務組合の方向へ持っていきたいと考えておられる、こう了解してよろしうござい

○山本(三)政府委員 先生のおっしゃる通りでございます。現状におきましてりっぱな行動をして、差しつかえないものはそのまま置きましても、今後の形勢といたしましては、大体水防は市町村なり市町村事務組合が本式のものとしましてやっていくのだという方針に進みたいと思っております。

○三編委員 ただいまの局長さんの御答辯の中にもちよつと出たのであります。水防を実施していく上におきまして経費の問題であります。現在の水防活動に対するとおるの国の責任

というものを考えてみますと、水防の施設の費用には若干の補助金が出ておるのであります。しかし水防の資材とか、あるいは訓練費とか、また組合の運営費、こういったものは補助の対象から省かれていくのであります。こういった予算処置に対する国の不十分さを各水害予防組合の組合員、実質的には市町村が寄附の形でめんどろを見ている、こういう形勢です。これは私はやはり十分なる対策を立て得ない一つの要素をなしていると思うのであります。だから十分なる対策をもって水防対策を打ち立てて、さあ何ぞきでも来いといった、そういう状態にはいきにくくとも、出たとこ勝負で、行き当たりばったりの形になりやすい弊害が伴うおそれがあると思っております。この観点からいまして、水防活動の強化という問題は、今考えられているところの組織の体系を整備するということももちろん大事でありますけれども、これと並行して大事なのは、財政の裏づけである、このように考えるのであります。これに對するところの国の立場としての考え方、現在の実情と照し合せまして、どういう方向にいかねばならないかという立場でこれを助成援助しなければならぬいか、こういうことにつきまして、もしお考えがございましたら承知したいと思います。

○山本(三)政府委員 ごもっともな仰せでございます。現在までにおきましては、御承知のごとく、水防管理団体が水防倉庫を作る費用、それから洪水時に連絡用に無線機を設備する費用というものを補助いたしました。また資材につきましては、今日まで水害期の前に予備金で資材の補助をいたしたこともございます。それから法律的には水防法によりまして、水防に要する施設に對して補助することができるという規定に相なっております。その規定から倉庫と無線機に對して補助をして参ったわけでございます。一方統計によりまして、全国の水防管理団体の水防に要する経費は、最近の資料によりまして、年間約十四億要しておるといふ資料が出ております。これに對しまして、それでは水防の補助金は年々幾らかというところでございまして、昨午が国費四千二十四万の補助金でございます。

○三鋼委員 これはどうですか。

○山本(三)政府委員 これは、水防無線機がだいたい整備されたということとで千九百減額されて、三千二十四万になっております。そういうふうな状況でございまして、十四億かかるところに三千萬の補助金ということとでございまして、全国の水防管理団体の連合会もございまして、強い要望がございまして、それでこの水防に要する経費は主として水防に要する資材費である。俵であるとか、あるいはいはいくであるとかいふものでございまして、一ぺん備えまして、来年の出水期までには俵が腐ってしまうというふうな問題がございまして、ぜひこれに對して補助をしてもらいたいという要望が強いわけでございます。毎年この点につきましては強力に要求いたしておるわけでございしますが、今日までの努力によりまして、ようやく無線機の補助が、昨年とことし、水防倉庫以外に認められたというふうな状況で、漸進的には進めて参っておりますけれども、

まだまだ不十分の状況でございします。で、私どももいたしましては、今後におきましては、こういうふうな面の強化は、水害を未然に防止する意味からいしまして重要であると考えております。ぜひ強力に推進したいというふうに考えております。また今回の改正によりまして、市町村が水防責任を第一に負うことに相なりますので、自治庁と連絡いたしまして、地方交付税の算定の基礎に参りてもらうように強く折衝しております。

○三鋼委員 ただいまの予算上の問題をお聞きいたしました。この水害予防活動というものは、実に根底の微弱な立場に立つてなされようとしておる。ところに、やはり十分な水防ができない一つの問題が残されておると思うのであります。結果といたしましては、水防でいいますと、しよせんは水が出てから、さああれを持って、これを待つていといった形ではたばたするということ、ともすればなりがちになるのではないかと、こう考えるのであります。そこで、この水防の管理は常に自分の担当区域の状況がよくわかつておるのでありますから、どうもこれもこの地域が危険である、何とか応急対策をやらなければならぬ、補修の必要がある、こういうふうな観点に立つた場合、これに對するところの国家的補助というものをとらえてやるというところまでいかぬと、ほんとうの水防の実が上らないのではないかと、私はこう考えるのであります。もちろんこれは河川法とかあるいは海陸法とかの法律がありまして、いろいろそこには相錯する問題もありましようけれども、管理者がこれは最小限度において補修しなければならないという事象が常に起つておるわけですね。これが予算の關係から、なかなか思うようにいかない。これは危ないなあと思いがた、できない。そこへ急に高潮が来た、あるいはふだんよりも少し多い雨量が来た場合には、予想されてくる水害、災害がそこに必然的に起つてくる、こういうことを繰り返しておるのが日本の河川及び海岸における実情でないかと私は思うのであります。これは先ほど申し上げましたように、海岸法あるいは河川法との關係もありませんけれども、これでさばき早く処理していただければ、そういう維持費までめんどろを見てもらえる態勢になっておれば、もちろんさあいう必要がないのであります。現在はそのようになっていない。それで地方財政はなかなかそこまで手が回らない。これはもう明日にでも危ないんだがなあと思いがたが手がつけられない。そこで予期した災害が起つてくる。こういうことは貧乏な日本の國におきまして、また地方におきまして、実にむだなことをやつていこうと思つておる。水防管理団体の責任者が、何とかこれをやつてもらいたいといった、そういう補助申請に對しては即応することのできるような態勢を何とかとめることができないかと、今後そうしたいという希望でもよろしうございしますが、これに對する政務次官の御所見を承知したいと思います。

○堀内政府委員 ただいまの三鋼委員の御意見、まことにごもっともでございますが、御承知のように国家財政の關係等もありまして、それが思うにまかせないというのが実情でございします。そこで建設省といましては、河川法の改正というふうなことで、並びに治山治水の五カ年計画というふうなものを作りまして、それによつて一連の計画のもとにやつておるのでございします。何分にも全般的な予算、財政の關係上、思うにまかせないというのが実情でございします。同時に、この水防直接の問題につきましては、先ほど局長からも御説明申し上げた通りでございします。予備費等の問題も考えまして、事の起りましたときにこれに処置するというふうなことが現実でございします。今後この方面をさらに強化していきたいという考えで進んでおるような次第でございします。

○三鋼委員 私のお尋ねしているのは日本の財政があまり豊かでない。はつきり申し上げれば、いろいろ物入りが多くて貧乏である、みんな思うようにいかないのだ、こういう立場に立つて申し上げておるのであります。であればこそ、なおさら小さいうちにほころびをつくらう、これがやがて大きなほころびとなることを防ぐ、大きなほころびになって、これを補修、あるいは修繕するということは莫大なお金が必要で、だから財政がいろいろの面で支出が多くてなかなかむずかしいから、なおさらこういつた面に積極的に予算措置を考へることこそ、ほんとうの國民の税金を生かして使うゆゑである、こう思いますので、これに對する御所見をお尋ねしたわけでございします。これに對しましては、もちろん今までも十分いろいろと御研究なすつてい

と思ひますけれども、こういう点こそやはり強調していただきまして、適正なる予算措置を今後ぜひ考へていただきたいと思ひます。

次にお尋ねいたしたいのは、公務災害の補償の問題でございます。これはこの法案改正と直接関係がないようでありましても、水防の業務を効果的に、積極的に遂行せしむる上から、こういう点も考へられなければならぬのではないかと、こう思ひましてお尋ねするわけでありますが、現行法では、水防管理団体にこの公務災害の補償の責任を負わせておるのでありますが、これは何か国家補償という方向へ持っていくことができないか。一ぺんにそこまでいかないとすれば、過渡期的な処置といたしまして、この補償に対する補助を国がしてやる、こういうことができないものか、考へてみられたことがあつたかどうか。と申しますのは、功勞者に対しては国が表彰してあるのであります。これはまことにけっこうなことでありますけれども、しかし實際身を投げ捨てて水防に従事して災害を受けたこの災害に対して、もう少しやほりこれに対する国家的な処遇というものがなされて、初めて団員が奮起して水防事業に当れるのではないかと、こういうことで、力を入れるとか入れないとか、そういう問題ではなくして、やはり功勞者に対して表彰する以上は、災害を受けた気の毒な人に対して国がある程度まで責任を持つてやる、そういう態勢こそ好ましいのではないかと、このように考へるのでございますが、政務次官の御所見を承わりたいと思ひます。

○堀内政府委員 ただいまのことにつ

きまして、御承知のように消防の方においても同じでございますが、直接公務に基く災害が起きました死亡または負傷したというような場合には、公務員と同じように取り扱うことになっておることは、御承知の通りでございますが、そういうようなことで現在のところは処置してあるわけでございまして、なお、具体的な問題につきましては局長からお答えいたします。

○關盛説明員 ただいま三編先生からお話の、水防活動に従事するところの水防団員に対する公務上の傷害に対する補償制度の問題でございますが、これはきつめて重要な問題でございます。昨年の国会において、消防団員等の公務災害の補償に関する制度の中に水防団の水防活動に伴う行為によつて傷害を受けた者に対しては消防団と同様の制度を設けることになつて、三十二年度から発足いたしましたので、三十二年度から従つてこの制度の運用について、もとより国は分担金を法律の定めるところに従つて出しますと同時に、水防の方から申しますと、水防管理団体であるところの市町村が、人口割等、一定の定めるところに従つて負担をいたす、こういう形で進んでおるわけでございます。

なお法律の定めるこの制度のほか、にたゞいまお話の水防団等は、やはり鼓舞激勵によりまして水防活動の十全を期することができまして、団員の表彰等の処置を実施いたして今日まで来ておるのでございます。従つて水防活動の十全を、期するためには、先ほどお話のございました補助金か一般財源かという問題がございまして、建設省

といたしましては水防活動の十全を期

する一つの方途として、水防になくはならない主要資料に対する補助の道を講じますとともに、今回の改正によりまして一そうはつきりいたしました。この種事務が、市町村の事務として法律制にはつきり明確化いたしておりますので、市町村から従来分担金、寄附金の名目でもつて財政援助をいたしておりましたものを、交付税の算定に当りまして、そのような実績のものを自治庁とも相談いたしまして、交付金の交付に關する基準財政需要額の算入に入れていただくことを相談をいたしておるようなわけでございまして、各方面から、お示しのような水防活動の充実には遺憾のないように期していきたい、財政的にもお説の通りに進むべきものだと考へておる次第でございます。

○三編委員 この第三条について若干お尋ねをしたいのであります。現行水防法によりまして、水害予防組合、市町村組合、そして市町村と、この三つの団体に区域を明記して、それぞれ水防責任を明らかにしておるのであります。改正案によりまして、市町村の方の責任だけは明らかにしたものであります。しかし他の二者の責任というものは明記してないのは、これは表現上ちょっととまづいのではないかと、もちろん間接的には組合の責任といふものはあるものであります。法律としての取り扱ひ方から考へたときには、何かこうはつきりと二者の責任といふものももうたつておいた方がよいのではないかと、この點に對してどう考へておるか、お尋ねいたします。

○關盛説明員 ただいまの御質問にお

答へ申し上げます。お話の通りに、法律の字句の表現から見ると、確かにそのような御懸念をお持ちになるわけでございますが、市町村は、これは水防責任を持つておるということからは、地方自治法に一般的に災害防除の事務として規定されておるわけでございまして、その責任を十分に果たすべき旨を明確にする必要があるものでございます。一面また水害予防組合におきましては、水害予防組合法でもつて、水防を十分に果たすことを目的として設立するといふ規定がありますので、これは本法のところで規定をする必要はない。それからまた市町村組合は、市町村の事務を共同に処理するために設けられました特別地方公共団体でありますから、これはもちろん水防事務組合が設立されましても、これも水防責任を果すといふことは当然でございますので、以上のように現行法の第三条において改正案のようにいたしましたも、結局水防事務組合、それから市町村の水防責任も、實質的には何ら変わるところがないといふことでございまして、ただ現行法の三条からは、水防責任が一般的には市町村にあることがはつきりいたしておりましたので、今回の改正案では水防事務の公共的な性格にかんがみまして、その点を形式的に明らかにいたしました。これが改正案の第三条でございます。水害予防組合法の第一条もこの趣旨を認めた規定でございますので、この點は法制的にも實質的な差異は全くない、こういうふうな解釈せられるわけでございますから、御了承願ひたいと思ひます。

○三編委員 ただいまの御説明により

まして、私の懸念している点が了解されました。

次にお尋ねいたしたいのは、第三条の四であります。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは「この法に規定する必要がある場合、これは一体どういふ場合をさしているのか、實際どういふことをここで取り上げる必要があるのか」といふことに対する疑問があるわけでありますが、これに対する御答へをお願いいたします。

○關盛説明員 ただいまの御質問は、

第三条の四といふのは、これは地方自治法の一部事務組合に關する規定の特別な例外規定を規定いたしました一つの部分に相當する法律事項でございますが、その場合に、水防事務組合の議会の議員の選挙をいたす場合の特例を規定いたしておるのでございます。その例外的条件に該當する規定といたしまして、ただいま三編先生の御指摘になりました条項がございまして、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があるときは、組合規約によりまして水防事務組合の議会の議員の構成につきまして特別の例外を規定いたしたのでございまして、しからばこの水防法上の特別の利害の調整とは具体的にどのようなことを言うのであらう、こういう御質問でございまして、これはいろいろな場合が考へられると思ひますけれども、特別の利害といふのは、水防活動から出て参りますところの特別の利害といふことに限定いたしておられます。従つて、こういう場合を考へられると思ひます。

○三編委員 ただいまの御説明により

一つは、水防活動というものが行われ
ます場合におきまして、一定の河川の
流域に延びまして、数個の市町村が連
結しております、あるいはまた一つの市
町村の背後に、災害を受けることが予
想せられる市町村が存在して、一つ
の市町村が水害を受け、他の市町村が
水害を免れるというふうな場合、結
局こつちで水害を受けると、あつちの
市町村の水害が助かる、こういうふう
な場合が、市町村の事務組合の構成員
と、河川の關係との地形的な關係で出
てくるところでございます。そのよう
な場合におきましては、一つの市町
村の利益というものと他の市町村の利
益というものが、水害という一つの災
害を原因として考えますと、利害が相
反するように見えるわけでございま
す。従つてそのような特別の場合とい
うことの認定はもちろんだが市町村に
あるわけでございまして、そのような
場合におきましては、新たにできまし
る事務組合の議会の構成員につきま
しては、単に当該市町村の区域の利益代
表としての意見だけではなく、新たに
できましてところの広い立場における
利害の調整をはかつていただく必要が
あるだろう、こういう感覚で、またそ
の実際の必要が、今日までの水害予防
組合等の業務の指導から見まして、現
われて参つておりますので、そのよう
な場合におきましては、学識経験者で
あり水防に熱意のある人を、当該市町
村の長が推薦した者の中から、全体の
水防事務組合の議会の議員の半分まで
は認めてよろしい、こういう規約に
相当する特例を法律で明定することを
考えたのでございます。その他、今の

場合は市町村と市町村の關係について
申し上げましたが、あるいは一つの水
門の操作によりまして關係市町村の水
害を受けるところの度合いが激しいと
か、あるいは激しくないとか、こうい
うふうな場合も考えられます。あるいは
また先ほどお話の財政上の負担の問
題、水害予防組合というものはもとよ
り、今度できまして事務組合等
は、区域の市町村のこつちで災害によ
つて固定資産がどのような被害を受け
るか、こういうふうなことを基準にし
て組合費の分担をきめるわけでござい
ます。従つて、都市がかったところ
と農村がかったところにおける組合
費の分担区分というもののについての問
題と、この水防活動に伴う経費の負担
等についての意見が対立するような
場合が予想されます。そのような大所
高所の指導を要する問題につきま
して特別の規定を設けることが適當であ
ろう、こういう考え方でございまして
う、三編委員 数力市町村にわたる事務
組合のことでありますから、そこにい
ろいろと利害が相反する、また財政上
あるいはまた分担金の問題、これらに
関しましていろいろと今後むずかしい
問題が予想される。そこでそれを調整
するために推薦候補者によつて選挙し
て、二分の一以内までは議員を確保す
ることができ、こういった特別処置
をとられたわけであります。この議
員候補者の推薦制を一部取り上げたそ
の事由につきまして、大体今のお話で
その根本的な精神というものは了解で
きたのであります。これはちよつと
うが過ぎた考え方もありませんけ
れども、何でも法律ができまして当初
はその精神を非常に尊重されて、誤ま

りはありませんのであります。すけれど
も、ともすると目数がついてまいりま
して、それが変に悪用されていく場合が
ある。これは私たちの経験してきたと
ころであるので、この問題につきま
しても、多少私どももいたしましては疑
問点があるものであります。それは、こ
の特例の推薦制の取扱ひ方に対しまし
て——まあこういうことはないと思
うのであります。万が一市町村長が自分
の個人的利害關係のために、これが悪
用されるようなことがあつてはならな
い、こう思ふのであります。たとえ
社会党の市長さんが組合議員を二分の
一以内、自分の党員から学識経験者を
選び出して、そうして選挙に臨ま
しめる、こういうことになつても私は
かまわぬと思ふのだけれども、何か
今年も選挙があるそうでありまして来
年、再来年と、選挙はたくさんあるの
ですが、そういうところへ悪用される
心配があるのであります。これに対
して何か弊害のないような処置をどの
ように考えておられるか、そういう心
配は全然ないか、これについてお尋ね
しておきます。

○關盛説明員 これは少しくどい
うでございまして、法律の条文におき
まして、「当該市町村の長が推薦し
た者のうちから」といたしておきまし
て、推薦そのものを、びたり選挙する
という仕組みにいたしておらないこ
とが第一点でございまして。要するに、
これは一つの市町村からみまして、お
そらく数名の部分になつております。
その数名の方々を考えましたゆえん
ものは、なるべく従来の経験をいかし
ていただいております。水防に熱心な
方々がこの仕事に従事していただく

いうことが、組織の変更に伴う人の入
れかえがなくて済む、従つてたゞいま
のような万一の御懸念がある場合に
きまして、それは市町村長が推薦し
た者に全く縛られるという議会の選挙
の権限ではございまして、市町村長
が推薦した者のうちから法律に定める
範囲内で選ぶ、こういう形になつてお
るのでございまして。もつともわれわれ
は、市町村長さんも選挙で出ておられ
るわけでございまして、これはむ
ろん代表される人であらうと思ひま
す、また議会の議員さんも選挙で出
ておいでになる人でございまして、一
そう高いレベルの人を探していただく
ことが最も期待できるのではないかと
思ひます。これはよろうと考へ、な
お現実の御懸念等につきましては、現
地に對しまして自治庁とも協議をいた
しまして、適切な選挙指導をいたした
いと考へております。

○三編委員 適切な選挙指導というこ
とは、どういふことを具体的にさして
言つておられるのですか、なかなかむ
ずかしいと思ひますが……

○關盛説明員 ただいまわれわれが御
説明申し上げております趣旨は、全体
の利害を調整するために推薦者の中か
ら議会が選挙するわけでございする
ので、水防に關して熱心な経験者を市町
村の長が選ぶことができるような指導
をさして申し上げております。

○三編委員 それは、御趣旨はその通
りでありまして、こういうことを質問
したり心配するものが、すでに間違つて
おるのかも知れません。しかし往々に
して私たちの過去に経験したところ
あり、また今後予想されるところの疑
問点を一応申し上げましたので——こ

これはしかし法律的にこれに制限を加え
るといふことは自己自体の、あるいは
自治体自体、組合自体の教養の程度の
低さをみずから認める形になります
ので、これ以上のことを申し上げませ
ん。しかし残されたところの若干の疑
問があるといふことだけは、やはり私
ここで指摘しておきたいと思ひます。

その次にお尋ねしたいのは、同じく
第三条の二と第三条の五について御質
問したいと思ひます。これを讀みます
と、議員の教と経費の分賦について、
受益の割合に応じて、防護すべき施設
の割合を勘案して定めるといふこと
になつておるのであります。なかなか
實際においてはむずかしいのではない
かと思ひます。これはよろうと考へ
るからでありまして、これは、受益
の割合とは一体具体的にどういふ点か
ら定められるのか、實際に可能かど
うか、これについて明快な御答弁をお
願ひしたいと思ひます。

○關盛説明員 ただいまの御質問で
ございまして、これは現在のいわゆる組
合が運営しておる實際の姿を法律に掲
記したわけでございまして、従つて水
防活動によりましていれゆる水害を予
防できる、そのような場合におきまし
ては、どれだけの利益があるかというこ
とを、各市町村が水防の活動費の分担を
きめます場合におきまして考へておる
基準でございまして。それを今度は市町
村段階に上げまして、關係市町村がA
村、B村、C村を比較して、どのよう
に受益度が高いか、こういう一つの基
準でございまして、それがまたたひ
ては防護すべき施設の割合との関連も
実はあろうと思ひます。固定資産とい
うふうなもの一つ一つの受益の割合のフ

アクターでもありましようし、また人口の割合といふことも一つの受益の要素として考えられると思ひますが、そういうふうなことはすべて、新たにできます水防事務組合の組合規約においてきめられたことを水防事務組合の議会においてきめる、こういう基準として考へておるわけでございませう。

○前田(榮)委員 三鍋君の御質問に關連しておりますが、まず私が第一にお尋ね申し上げたいのは、この水防法の改正は各町村の自治制の上から、あるいはまた財政の上からも、いろいろ重大な關係を持つておるのであります。この法律を起案するに當りまして、全國の町村長会または町村議會議長会、

こういうふうな町村關係の連絡機關といひますか団体、こういうものの意見を、諸問の形式で何かの形式でおたいたしたのか。また、ただされたといひましたならば、これらの団体はいかなる意見を表明してきたか、この点お尋ねいたします。

○山本(三)政府委員 お説の点につきましては、私も十分意見を反映いたしまして実情に合うようにやりたいという点に氣をつけたわけでございまして、御承知のように、全國の水防管理団体の連合会といふのがございまして、これは衆議院の中山榮一先生が會長をされておる連合会でございます。ここから数度、法案の作成途中並びに法案ができ上りまして後、いろいろ意見を拝聴いたしましたわけでございまして、そのよう点を踏まえてございまして、お説のように水害予防組合におきましては先ほど申し上げましたように、現状のままでまうまういって

る、当分はこのままやらしてもらいたいという部分もある。それから、ぜひ一つこういうふうな改正でもっていつてもらいたい、これは大阪付近の水害予防組合で、すぐ事務組合に移りたいといふものが全國で現在のところすでに十ぐらいございしますが、そういうふうな意見もありました。そういうふうな意見を十分しんじりいたしまして作成したわけでございしますが、地方財政の観点、あるいは地方行政の観点につきましては、自治庁と十分連絡をいたしまして、その運営に遺憾のないようにはかつた次第でございませう。

○前田(榮)委員 今御説明になりました事項では、果して全國の町村において強い希望を持つておるかどうかという点に明確を欠いておるかどうかという点。大部分のものは希望をいたしておるような御説明でありましたが、果して心からの地方情勢に即した希望であるかどうかということについては、もっと真に國民の意思を代表するような町村議會議長の意見等も私は聞くべきじゃないかと思ふのであります。大体この改正の数の中に新しく水防事務組合の議会の議員、こういうような制度については、三鍋君からも御指摘がございまして、非常によくいけばこれはいいのであります、一たびあやまちますならば、これが他にも弊害を及ぼすということが考えられ、なおそういうことがあつた世の中なのであります、そういう点に私は十分分な点がありはせぬかと思ふのであります。そういう点の町村議會議長の意見はどういうようにしておるか、こういう点をお聞きを申し上げたいと思ひます。

○山本(三)政府委員 お説もございませうけれども、私も似た思ひました。これは、議会の意見を直接は伺ひたいというわけでも、水防管理団体といふのが水害予防組合にございまして、また市町村の水防管理団体にございまして、従ひまして水防管理団体としての代表者の意見は聞いておる、また県を通しまして県の担当者ともいろいろ打ち合せておるわけでございまして、その線を通じて市町村の水防管理団体等の意向は十分反映されておるというふうにご考へて、この法案を作成したわけでございませう。

○前田(榮)委員 次にお尋ねを申し上げます。この水防法ができることに、われわれは一般消防と相連したことにしたいという研究をいたしまして、水防の特殊性を認めなければならぬ、こういうことから水防法の制定にわれわれは賛意を表して参つておるものであります。消防関係とは性質も違ひ、管理の区域、範圍というふうなものも違ひますから、もちろん同一に論ずるわけに参りませんけれども、こうした地方には町村議會議がございまして、そういうことの關連性について、明治以來ずっと日本の自治制度の中において、水防にもお互ひに自治的に従事したとき、やつて参りました。ところが近代的な情勢から見ると、これは独立した機關を作つて、もっと積極的な水防設備を行ひ、水防に従事せしめるべきである、こういうことになつたのでございまして、けれども、大體において、地方住民の自治的な制度のもとに行われるべき性質なのであります、ちやうど町村議會の中で、そういうふうな権威者もおり、進んで責

任感を持つておる水防熱心者もおるとだと思ふのであります。そういうところで、そういう民意をとつてやるというふうなこともできるものであります。消防にはそういう制度がないのに、何ゆゑに水防にだけ「必要がある」といふことがいわれるのか。こういう点について起案者の御意見を伺ひたいと思ひます。

○山本(三)政府委員 ただいまのお話でございまして、消防の通り、消防組組織によりまして、消防機關も水防に従事するわけでございしますが、消防並びに水防は、おのおのその運用におきまして、活動におきましても、違つておるわけでございませう。消防団の水防に従事する場合の組織及び活動につきましては、水防法で規定しておるわけでございませう。従ひまして、消防団が水防に従事する場合におきまして、この水防法によつてやる。もちろん消防団にあらざる水防団は、これによつて活動するということに相なつておるわけでございませう。それから数市町村にまたがるような場合、また指定水防管理団体におきましては、十分水防計画であるとか、あるいは水防活動等におきまして重要な事項を審議させるために水防協議会といふものを作つておられますが、これが今度の改正によりまして、二十人が二十五人に上げられたといふことになっておりますが、これはもちろん諮問機關でございまして、ただいまのお話にありましたように、水防に非常な熱心な方であるとか、あるいは水防に對しまして経験を持つておる人、その他学識のある人、その協議会のメンバーになつていただ

して水防の計画なり、水防の活動に資していききたいという考へをとつておるわけでございませう。

○前田(榮)委員 もう一点お尋ねいたします。この水防事務組合の議員の選挙についてどういふふうにご考へておるか。いわゆる公職選挙法との關連性、そういうものとは別な規則を考へておるのかどうか、そういうふうなものは行われるおそれなしと考へておるか、その点お尋ね申し上げます。

○關盛説明員 公職選挙法を調べまして、お答え申し上げます。

○中島(鉄)委員 この水防事務組合の条項を見ていくと、これは地方公共団体とみなしていいわけでありませうか、その点一つ伺ひたい。

○關盛説明員 その通りでございませう。

○前田(榮)委員 それではもう一つ伺ひます。「水防事務組合の議会の議員」といふ名前が掲げられておる。われわれは名前にあつたことではないと思ふのですが、議会の議員といふことは、一般的に國民の常識の中には、やはり一応自治体であるとか、あるいは議會であるとかいふような政治色を持つた議会の議員、こういうふうな感じがしております。従つて従来、こういうものは何か協議会委員とか、あるいはまた何々委員会の委員とか、こういう名前を使つておつたものなんですか、今この「議会の議員」といふ名前をつけておるところに、國民の中に――ほんとに議會らしいものならば、選挙法等についても、町村議會議の議員、県會議員といふようなものと同じ

ような、いろいろな制度、機構を作らなければならぬのじゃないかということに勢いになってくるのじゃないかという心配を持っておるわけなんで、むしろこれはもう少し名前をお考えになつたらどうかという感じがするのであります。しいてこの「議会の議員」というような名前を使われておるのは何か特殊な理由があつてのことか、その点お聞かせ願いたい。

○關盛説明員 これは何も特殊な理由がないのでございまして、現在の地方自治法の第三章には、「地方公共団体の組合」という条章がございます。そうしてその二百八十七条には、一部事務組合の規約についての事項が法律で掲げられてございまして、その第五号におきまして「組合の議会の組織及び議員の選挙の方法」、こういうことを法律できめておりますので、この条章に關することをここで掲記した、こういうわけであります。

○内海委員長代理 ほかに御質疑はございませんか。——なければ、本案に対する質疑はこれにて終了いたしたいと存じます。御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長代理 御異議ないものと認めます。なお本案の討論、採決は次会にこれを行います。

それでは本日の委員会はこれにて散会をいたします。次会は公報をもってお知らせすることにいたします。

午前十一時四十四分散会

昭和三十三年二月二十一日印刷

昭和三十三年二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局